

介護職員等処遇改善加算の見える化要件について

令和6(2024)年6月の介護報酬改定において、今までの加算が一本化され、「介護職員等処遇改善加算」が創設され、本社においても算定を行っております。尚、当該加算算定の要件として、下記を満たす必要があります。

介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

上記の「見える化」要件に基づき、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的に取り組んでいる内容は次の通りとなります。

○加算の取得状況（令和6年6月～）

事業所名	サービス種類	加算の種別	加算率
リゾートデイ遊とびあ	通所介護	加算Ⅱ	9.0%

各事業所の取得状況はホームページにて公表しております

○賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

入職促進に向けた取組	○他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	○上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	○子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業者内託児施設の整備
腰痛を含む心身の健康管理	○介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の習得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	○業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	○ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善